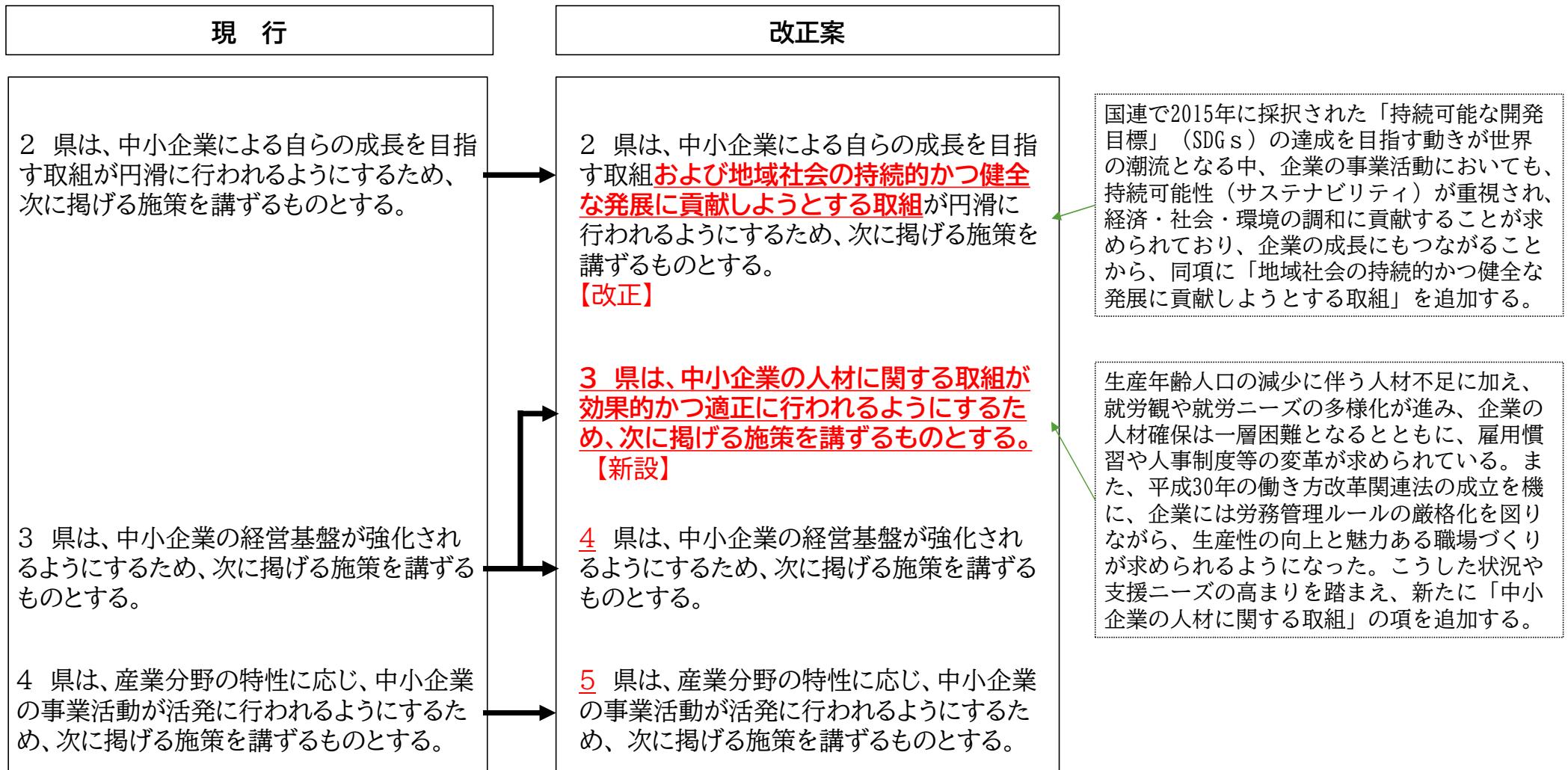


「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の改正概要

- 第8条の中小企業活性化施策の基本を再編する。
第2項に「地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組」を追加し、新第3項に「中小企業の人材に関する取組」を追加する。



- 第18条「滋賀県ちいさな企業応援月間」を変更する。
国の中小企業魅力発信月間（7月）と一体的な広報を行い、効果的な情報発信を行うため、10月から7月に改める。

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」第8条各号の改正内容

